



平成 26 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 ダ イ ト 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 津 賀 保 信  
(コード番号：4577 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 埜 村 益 夫  
電 話 076-421-5665

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 10 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関する、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当社グループは、設立から今日に至るまでに培った豊富な経験と技術を活かし、医薬品原料である原薬の製造・販売に加え、製剤の製造・販売も行っており、原薬から製剤までの一貫した製造が可能な体制のもと、国内外の医薬品メーカーと幅広く取引を行っております。また、自社開発品や他の医薬品メーカーとの共同開発品の製造・販売並びに国内大手メーカー等からの製造受託を積極的に行っており、先発品からジェネリック医薬品までの医薬品業界における多様なニーズに対応できる事業展開を行っております。

政府は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等でありながら一般的に開発費用を安く抑えることができるジェネリック医薬品の普及を促進しています。平成 19 年からは、平成 25 年 3 月末までの数量シェアの目標値を定めてジェネリック医薬品の普及を図ってきましたが、目標値には達しませんでした。そこで、政府は平成 25 年 4 月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、そこでは平成 25 年 9 月に実施された薬価調査時に 46.9%（出所：厚生労働省）であった数量シェアを平成 30 年 3 月末までに 60%以上に引き上げることが新たな目標として掲げられています。

当社グループは、上述の政府方針のもとジェネリック医薬品使用促進策は継続され、今後ともジェネリック医薬品市場が拡大することを見込んでおります。他方、外資系企業の国内参入も本格的に進行しており、ジェネリック医薬品市場における企業間競争は激化しております。そうした中で、当社グループは、原薬及び製剤の新たなジェネリック品目のタイムリーな研究開発を促進するとともに、生産設備の拡充及び生産効率の向上に努め、収益の拡大を図っていく方針です。

今般の資金調達は、当社グループの成長の要となる製剤製造及び原薬製造において、当社本社工場における製剤製造設備への設備投資資金に充当するとともに、当社本社工場における原薬工場棟・原薬包装棟建設資金及び原薬製造設備への設備投資資金を確保し、一層の収益力の強化及び業績の向上を目指し、資本増強による財務体質の強化及び経営基盤の充実を図り、更なる企業価値の向上に資することを目的としております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |  |  |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 1,300,000株  |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年7月22日（火）から平成26年7月24日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額   | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募集方法   | 一般募集とし、大和証券株式会社、野村證券株式会社、SMBC日興証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。   |
| (7) 払込期日   | 平成26年7月29日（火）から平成26年7月31日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。   |
| (8) 申込株数単位   | 100株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 |  |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                              |  |

### 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 売出席の種類及び数 | 当社普通株式 195,000株<br>なお、上記売出席株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出席株式数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売出席人      | 大和証券株式会社   |
| (3) 売出席価格     | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出席価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。）  |
| (4) 売出席方法     | 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案し、195,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。   |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 195,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成 26 年 8 月 26 日（火）
- (6) 払 込 期 日 平成 26 年 8 月 27 日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、本新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、195,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年7月10日（木）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式195,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成26年8月27日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年8月22日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがってこの場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	9,885,968株	（平成26年7月10日現在）
(2) 公募増資による増加株式数	1,300,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	11,185,968株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	195,000株	
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	11,380,968株	

（注）上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限2,553,526,200円について、全額を平成28年5月末までに当社の本社工場への設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については平成26年7月10日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成26年5月31日現在）、以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
大桐製菓（中国） 有限責任公司	中華人民 共和国	製剤棟の建設 及び製造設備	800,000	380,928	自己資金	平成25年7月	平成26年9月	(注) 2.
当社 本社工場	富山県 富山市	高薬理製剤棟 の建設及び製 造設備	1,500,000	197,280	自己資金及び 金融機関借入金	平成26年5月	平成26年11月	(注) 2.
当社 本社工場	富山県 富山市	製剤製造設備	700,000	—	増資資金、自 己資金及び金 融機関借入金	平成27年3月	平成27年5月	(注) 3.
当社 本社工場	富山県 富山市	原薬棟の建設 及び製造設備	1,600,000	—	増資資金、自 己資金及び金 融機関借入金	平成26年11月	平成27年11月	(注) 4.
当社 本社工場	富山県 富山市	原薬包装棟の 建設及び製造 設備	1,200,000	—	増資資金、自 己資金及び金 融機関借入金	平成26年11月	平成27年11月	(注) 4.

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 新設での工場建設であり比較対象がないため、完成後の増加能力については、記載しておりません。  
 3. 個別受注への対応及び品質向上を目的としたものであり、完成後の増加能力の試算が困難であるため、記載を省略しております。  
 4. 従来の当社の原薬製造設備と比較して、製造能力20%増を計画しております。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記3.(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、事業価値の持続的増大と、それによる株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として位置づけしております。株主の皆様への利益還元は、当該期の業績に加えて、今後の成長投資や財務体質の強化を考慮して、安定的に配当を実施していくことを重視しております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、取締役会の決議によって会社法第454条5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款で定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。また、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業拡大を図るため、有効に投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期
1株当たり連結当期純利益	155.10円	194.13円	183.24円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	30.00円 (一円)	30.00円 (一円)	30.00円 (一円)
実績連結配当性向	19.3%	15.5%	16.4%
自己資本連結当期純利益率	12.7%	13.6%	11.7%
連結純資産配当率	2.5%	2.2%	1.9%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（期首と期末の少数株主持分控除後の連結純資産合計の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 平成24年5月期の1株当たり年間配当金には、創業70周年記念配当5.00円を含めております。
6. 平成26年5月期の1株当たり年間配当金について、平成26年7月10日付「平成26年5月期決算短信」にて、1株当たり30円とする旨を発表しております。
7. 平成26年5月期の数値は未監査の財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成25年2月20日	956,208千円	3,043,207千円	2,929,398千円
平成25年3月21日	154,188千円	3,120,301千円	3,006,492千円

- (注) 1. 平成25年2月20日を払込期日とするエクイティ・ファイナンスは、有償一般募集によるものです。
2. 平成25年3月21日を払込期日とするエクイティ・ファイナンスは、上記(注)1.の有償一般募集に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連した主幹事会社を割当先とする第三者割当によるものです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期
始 値	1,442 円	986 円	1,338 円	1,585 円
高 値	1,465 円	1,645 円	1,701 円	1,922 円
安 値	971 円	925 円	1,153 円	1,522 円
終 値	988 円	1,332 円	1,551 円	1,922 円
株価収益率	6.37 倍	6.86 倍	8.46 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものです。  
 2. 平成27年5月期の株価については平成26年7月9日現在で表示しています。  
 3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益(平成26年5月期の数値は未監査)で除した数値です。また、平成27年5月期については未確定のため表示していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。